

郡山市上下水道局ファシリティマネジメント推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 郡山市上下水道局で保有する資産の最適化を推進（以下「推進」という。）するため、郡山市上下水道局ファシリティマネジメント推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 推進に係る調査に関すること。
- (2) 推進に係る原案の作成、進捗の管理に関すること。
- (3) その他必要な事項。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長には局長、副委員長には次長をもって充てる。
- 3 委員は別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。
- 4 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の職員又は関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(推進部会)

第5条 推進に必要な事項について調査及び研究するため、委員会に推進部会（以下「部会」という。）を置く。

- 2 部会は、部会長、副部会長及び部会員をもって組織する。
- 3 部会長には経営戦略課長補佐、副部会長には総務課長補佐を持って充てる。
- 4 部会員には別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。
- 5 部会の会議は、部会長が招集し、部会長が議長となる。
- 6 部会長は推進に係る調査、検討結果及び進捗状況を委員会に報告しなければならない。
- 7 部会長は必要があると認めるときは、部会員以外の職員又は関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(ワーキンググループ)

第6条 推進に必要な事項について専門的な調査及び研究を行うため、委員会にワーキンググループ（以下「グループ」という。）を置くことができる。

- 2 グループは推進に係る調査、検討結果及び進捗状況を推進部会に報告しなければなら

ない。

(郡山市上下水道事業経営審議会への報告)

第7条 委員会は推進に係る調査及び進捗状況を郡山市上下水道事業経営審議会へ報告する。

(庶務)

第8条 委員会、部会、グループの庶務は、経営戦略課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和元年6月1日から施行する。

附 則

2 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

3 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

4 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

総務課長、経営戦略課長、営業課長、水道施設課長、浄水課長、堀口浄水場長、 下水道整備課長、下水道保全課長

別表第2（第5条関係）

営業課長補佐、水道施設課長補佐、浄水課長補佐、水質管理室長、堀口浄水場副場長、 荒井浄水場長、下水道整備課長補佐、下水道保全課長補佐
